

高校生の通学費等を支給

申請書交付・提出先

教育総務課、または各支所
地域振興課

申請期限 10月31日(月)

支給金額

年額32,000円

支給時期 11月末(予定)

※昨年度支給を受けた方も、今年度分の申請が必要になります。

◎問い合わせ：
教育総務課総務係

☎(55)5149

平成23・24年度入札参加資格審査申請を追加受付

平成24年度に市が発注者となり、入札または見積合せの方法により工事等の請負、物品の買入および役務提供等の契約を締結しようとする場合の入札参加資格審査申請を次により受け付けします。

提出方法 申請書類を郵送または持参してください。

受付期間 11月1日(火) ~ 30日(水)

※持参の場合は、土日および祝日を除く。

有効期間

平成24年4月1日 ~

平成25年3月31日

申請書に必要事項を記入し、学校長の証明を受けて提出してください。

10月1日を基準日として、学校教育法に規定する高等学校に在学している次の受給要件に該当する生徒の保護者に対し、通学費等を支給します。

受給要件

市内に住所を有し、全日制課程に通学する生徒であつて次のいずれかに該当する場合。

①市内の高等学校への通学者のうち、自宅から学校までの直線距離が10km以上

②市外の高等学校への通学者のうち、自宅から学校までの直線距離が10km以上(電車を利用して通学すべきことが妥当と判断される方は、自宅から最寄りの駅までの直線距離が10km以上)

※サテライト校に通学している場合には、その協力校までの距離となります。

詳しくは、教育総務課、各支所地域振興課に備え付けの範囲図を参照してください。

申請方法

申請書に必要事項を記入し、学校長の証明を受けて提出してください。

申請書交付・提出先

教育総務課、または各支所

地域振興課

申請期限 10月31日(月)

支給金額 年額32,000円

手引き等の取得方法

手引きおよび申請様式等は市ホームページからダウンロードしていただくか、契約検査課、各支所地域振興課窓口で配布しています。

その他

今回は、前年度作成した登録名簿の追加受付となります。

昨年度登録申請手続を済ませられている場合は、今回、申請手続を行う必要はありません。

◎問い合わせ・申請先：
契約検査課契約係

☎(55)5082

来年度小学校に入学するお子さんのいるご家庭へ

来年度、小学校に入学予定のお子さんは、平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた皆さんです。
このお子さんのいるご家庭には、9月下旬に就学時健康診断実施通知書を送付しています。通知書が届かない場合は、下記までお問い合わせください。
※本市へ避難されているお子さんで、来年度本市の学校へ入学を希望される方は下記まで申し出てください。

◎問い合わせ…学校教育課管理係 ☎(55)5151

二本松市緊急経済対策設備投資助成制度

厳しい経済環境下で、大規模な機械設備の投資を行う市内の製造業事業者を支援する制度です。

助成対象事業者

市内において1年以上事業を継続している製造業を営む事業者で、市税を完納している事業者。

助成対象

製造の用に供する機械設備を新たに設置するのに要した経費

※二本松市税特別措置条例に基づく固定資産税の減免の対象となる資産および二本松市工場等立地促進条例に基づく工場等立地奨励金の対象となる資産を除く。

助成の要件(①②をともに満たすこと)

①設備投資の総額が1億円以上 ※金額は、固定資産税(償却資産)課税台帳の取得額

②助成対象となる設備を設置したことにより、雇用の維持、拡大が図られると認められること。

助成額

対象となる機械設備の固定資産税(償却資産)取得額の総額の3%以内の額

(千円未満の端数は切り捨て。500万円を超えるときは500万円を限度とする。)

施行の時期および補助金の交付

平成23年4月1日施行。平成23年度の固定資産税課税対象分から当面2年間とする。

・平成22年度設置…平成23年度課税 ・平成23年度設置…平成24年度課税

申請に基づき、年度末の3月に交付する。

◎問い合わせ…商工課企業誘致係 ☎(55)5121